

「(仮称)鎌倉市海岸下水道排水設備の使用に関する条例」について意見を募集します

周辺市街地の住環境の整備と海浜環境の改善を図るため、由比ガ浜及び材木座海岸において、海の家や砂浜でのイベント実施者の雑排水を排除する管渠等の必要な排水設備の整備を進めています。

この排水設備の使用条件や使用料を規定することを目的として「(仮称)鎌倉市海岸下水道排水設備の使用に関する条例」を策定しようとするものです。

策定を進めるにあたり、市民等の皆様から御意見をいただくため、意見募集（パブリックコメント）を実施します。

1 募集期間

令和7年（2025年）3月15日（土）から4月15日（火）まで（必着）

2 意見書の提出方法

所定または任意の様式に住所・氏名・電話番号・御意見を記載のうえ、以下の方法にてご提出ください。

（1）直接提出

ア 市民防災部 観光課（市役所本庁舎1階）

イ 市役所本庁舎1階ロビーにある回収箱

ウ 鎌倉生涯学習センター・各市立図書館にある回収箱

（ア、イでの受付は期間中の平日開館時間、ウでの受付は期間中の開館時間）

（2）郵 送

〒248-8686 鎌倉市御成町18-10 鎌倉市市民防災部観光課宛

（3）ファクシミリ

0467-23-7505（観光課意見募集宛と明記ください）

（4）電子メール

kankou@city.kamakura.kanagawa.jp

（メールの件名に「鎌倉市海岸下水道排水設備の使用に関する条例についての意見」と記載してください。）

3 ご提出いただける方

市内在住・在勤・在学か本市に納税義務のある方などです。

（鎌倉市意見公募手続条例第2条第1項第3号に規定された「市民等」）

4 ご意見の提出及びお問い合わせ先

鎌倉市市民防災部観光課 電話 0467-23-3000（代表）

5 意見等の公表

いただいた御意見とそれに対する市の考え方については、個人情報（氏名、住所等）を除き、後日ホームページにて公表します。なお、個別での回答はいたしませんので、ご了承ください。